

簡易総合評価方式評価項目一覧 【土木一式工事】除算方式 工事名:○○○○

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点		様式	備考		
				区分	小項目 配点				
企業の能力等	地域精通度	本店等所在地	伊勢建設事務所管内	10	10	様式-2 様式-11	「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地により評価します。		
			伊勢建設事務所管外	0			伊勢建設事務所管内において、平成23年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる契約金額5百万円以上の工事の元請として、単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)としての実績の有無により評価します。		
		施工箇所地域における工事実績	伊勢建設事務所管内における工事実績あり	5	5		・工事実績として評価対象となる工事は、コリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
			伊勢建設事務所管内における工事実績なし	0			・工事実績は、原則としてコリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
			有	10	10		・工事実績として評価対象となる工事は、コリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
		公共施設美化活動実績	無	0			・工事実績は、原則としてコリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
			有	3	3		・工事実績として評価対象となる工事は、コリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
			無	0			・工事実績は、原則としてコリズに登録された公共機関等発注の土木一式工事に限ります。		
			災害協定1の実績	3			・災害協定1の実績」または「災害協定2の実績」の有無により評価します。		
	地域貢献度	災害協定の評価	災害協定2の実績	1	3	様式-3 様式-11	・「災害協定1」とは、「伊勢建設事務所と締結した地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」をいいます。		
			上記以外	0			・「災害協定2の実績」は、「災害協定1」に基づいた緊急連絡応接体制ネットワーク確立のための伝達訓練への参加実績を指します。		
			左欄の①～④のうち、該当する項目数				・「災害協定2の実績」は、平成25年度または平成26年度の参加実績を対象とします。(確認は、活動証明書の写しの提出により行います。)		
		社会貢献度	①～④のうち4項目の実績(認証取得)あり	10			・「災害協定2の実績」は、「技術資料作成上の留意事項」に記載した、「伊勢建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三重県との防災協定」をいいます。		
			①～④のうちいずれか3項目の実績(認証取得)あり	8			・「災害協定2の実績」は、「伊勢建設事務所と締結している場合を指します。		
			①～④のうちいずれか2項目の実績(認証取得)あり	6	10		・「災害協定2の実績」は、平成25年度または平成26年度の防災協定締結対象とします。(対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定は含みます。)		
			①～④のうちいずれか1項目の実績(認証取得)あり	4	104		・「災害協定2の実績」は、協定書等の内容及び登録企業の確認は、協定書等の写しの提出により行います。		
			実績(認証取得)なし	0			・「災害協定2の実績」は、協定書等の評価については、伊勢建設事務所管内に本店もしくは支店または営業所を有する企業に限ります。		
	県内企業による施工	全て県内企業による施工	5	5		様式-4 様式-11	※「災害協定1の実績」と「災害協定2の実績」の重複評価は行いません。		
		上記以外	0				下記の実績(認証取得)の該当項目数により評価します。		
企業の技術力等	工事実績	評価対象工事の元請としての単独・JV構成員(出資比率20%以上に限る)工事実績	評価対象工事①の実績有り	20	20		(次世代育成支援活動実績) 育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。 (確認は就業規則等の写しの提出により行います。)		
			評価対象工事②の実績有り	15			〈男女共同参画活動実績〉 「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受賞している企業又は三重県知事認証を受けている企業を評価します。 (確認は、表彰状の写し又は認証書の写しの提出により行います。) ※該工事の入札に参加する者が表彰または認証を受けていることを条件とします。		
			上記以外又は実績なし	0			〈障がい者雇用実績〉 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。 確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出した最新(8月1日以降に入札の報告を行なう工事については当該年度のものに限る)の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。 それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳等とその者の常時雇用(3ヶ月以上)のわかる書類(保険証明の写し)により確認します。		
		工事成績	ISO14001、M-EMSの認証取得	20			ISO14001、M-EMSの認証取得 ISO14001、M-EMS(ステップ2)または「ステップ1」の認証取得の有無により評価します。 (確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。)		
			※90点以上の場合	20	20		・認証されている範囲がわかる付属書等の写しも提出してください。 ISO14001、M-EMS(ステップ2)、M-EMS(ステップ1)のいずれかの認証があれば評価します。 ※ISO14001とM-EMSに複数の認証を受けている場合でも1項目の実績として評価します。 ※ISO14001は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)		
	品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	※75点未満の場合	0			当該工事を貴社が受注した際、当該工事の施工について、直當及び下請負いにかかる工事のうち、建設業法上の建設工事を全て県内企業により行う場合に評価します。 ・県内企業とは、三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する企業をさします。 ・当該評価項目の申請内容については、契約後、施工体制台帳、部分下請負通知書等により下請負者を確認します。		
			有	3	3		三重県内で平成11年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の元請として、単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)としての実績について評価します。		
		労働安全衛生管理	無	0			・「評価対象工事①」とは、「〇〇工事」を指します。 ・「評価対象工事②」とは、「〇〇工事」を指します。		
			有	5	5		・記載できる工事実績は、1件とし、コリズに登録された公共機関等発注の工事に限ります。		
			無	0			・工事実績は、原則として工事名及びコリズに登録の工事概要により確認しますので、コリズの写しを提出してください。ただし、コリズの写しの提出により内容の確認が出来ない場合には、コリズの写しに加え工事仕様書等別途判断できる資料を提出して下さい。 ※添付資料により判断出来ない場合は評価しません。		
	手持ち工事量	契約中の公共機関等発注の工事と1級技術者の数の比率	加算点 計算式 = [-12.5 × 手持ち工事量(J)] + 10	10	10		評価基準に記載の計算式により評価します。		
			手持ち工事無しの場合	10	10		・申請時点において、契約中の契約金額2千5百万円以上の当該業種(土木一式工事)の公共機関等発注の工件事数と当該業種に係る1級技術者の数の比率の比算(J)=手持ち工事量(J)/契約金額2千5百万円以上の公共機関等発注の工件事数/当該業種の1級技術者数		
			手持ち工事量(J)が0.8以上の場合	0			※手持ち工事のうち、平成24年4月1日以降に公告した三重県発注の低札(調査基準額を下回る入札)契約工事については、手持ち工事件数を2件とみなして評価します。 ・加算点は、小数点以下切り捨てとします。		
技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	配置予定技術者の主任(監理)技術者(専任)又は現場代理人としての工事実績	評価対象工事③の実績有り	20	20	様式-5 様式-11	配置予定技術者が元請として単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)の主任(監理)技術者(専任)又は現場代理人として従事した工事のうち、契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の実績について評価します。		
			上記以外又は実績なし	0			・主任(監理)技術者としての実績については、平成11年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事を対象とします。なお、主任(監理)技術者としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1の期間に連続して従事した工事の実績をいいます。		
	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績	換算後の単位数の合計が推奨単位以上	5	5		また、現場代理人としての実績については、平成16年4月1日以降に発注され、同年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した者(コリズに登録されている者)に限ります。		
			換算後の単位数の合計が推奨単位の1/2以上	3			・主任(監理)技術者又は現場代理人として申請する場合の記載できる工事実績は、1件とし、コリズに登録された公共機関等発注の工事の提出により内容の確認が出来ない場合には、コリズの写しを提出してください。ただし、コリズの写しの提出により内容の確認が出来ない場合には、コリズの写しに加え工事仕様書等別途判断できる資料を提出して下さい。 ※添付資料により判断出来ない場合は評価しません。		
技術提案等	技術提案	特記課題	上記以外又は実績なし	0			配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価します。		
			注:1項目あたりの評価基準・加算点	60 (最大20 点/項目 ×3項目)	60		・確認は、協議会が発行した、学習履歴証明書等の写しの提出により行います。		
	ヒアリング	ヒアリング	優れている	20	20		・取得単位の確認は、各団体のういすけか1団体の証明書等によります。		
			優れています	15			・証明発行団体以外の取得単位は、CPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とします。		
			良好である	10			・評価対象期間は、平成25年度及び平成26年度とします。		
			概ね良好である	5					
			上記以外	0					
			△ 加算点 満点 × 割 率 × 件数	209			※技術提案の作成にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を必ず確認してください。		
本件工事で技術提案又は施工体制確認資料に記載の内容について、不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。)において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。	この工事の公告日が、三重県が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案等履行確定通知書」に記載した減点を行います。								
	なお、貴社が特定JV又は経常JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。								
本件工事で技術提案又は施工体制確認資料に記載の内容について、不履行があった場合、本件工事完成年度に不履行工事が2件あった場合の翌年度の取り扱い	本件工事完成年度に不履行工事が2件あった場合の翌年度の取り扱い								
	発注工事の加算点満点がA点の場合、減点は : A点 × 1割 × 前年度不履行工事 2件 = △ 0.2A点 発注工事の貴社の加算点がB点の場合、加算点は : (B - 0.2A) 点となる。								